

成年後見制度に関する住民の意識と利用実態

—神奈川県相模原市の住民を対象とした層化無作為抽出法による調査結果の分析—

谷口幸一^{*1}・鈴木規子^{*2}・千葉芳弘^{*3}・吉田信一^{*3}・斉藤光子^{*3}
土橋雅子^{*3}・櫻井博寛^{*3}・藤田孝子^{*3}・佐藤富雄^{*3}

The resident consciousness and the use actual about the citizen guardian by using the rank-order randomly sampling selected from the resident registration table in a big city

Kouichi YAGUCHI^{*1}, Noriko SUZUKI^{*2}, Yoshihiro CHIBA^{*3}, Nobuichi YOSHIDA^{*3}, Mitsuko SAITO^{*3}
Masako DOBASHI^{*3}, Hirokan SAKURAI^{*3}, Takako FUJITA^{*3} and Tomio SATO^{*3}

〈抄録〉

本研究は、相模原市民の成年後見制度に関する意識と利用実態を明らかにし、とりわけ今後成年後見の担い手として期待されている「市民後見人」の養成と普及を推進するための基礎的資料を作成することを目的とした。相模原市の住民基本台帳をもとに、満50才以上80歳未満世帯3,000世帯を無作為抽出し、郵送法による自記式アンケート調査を実施した。調査の結果、市民の成年後見制度に関しては28.7%が、市民後見人に関しては67.1%が「知らない」と回答していた。また、実際の後見人の利用人数は43人（2.4%）であり、選出した後見人のうち親族後見人が76.1%を占めていた。本調査の結果から、本制度への関心と認知度を高める広報や啓蒙活動の機会を増やす必要性が認められた。

Key words：成年後見制度、成年後見人、市民後見人、住民意識と利用実態

I. はじめに

2000年（平成12年）に発足した成年後見制度とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人々にかわり、家庭裁判所により選任された後見人が、本人の財産管理や身上監護などを行う事で、その人の権利を護り、日常生活支援をする制度である。

厚生労働省が平成27年1月に公表した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）¹⁾によると、我が国の認知症高齢者の数は、平成24年度で462万人（約7人に1人）と推計されており、平成37年度には、約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。認知症高齢者だけをみても、成年後見制度の潜在的なニーズは今後益々高まっていくものと予測される。

最高裁判所事務総局家庭局²⁾の報告によると、成年

後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始および任意後見監督人選任事件）の申立件数の合計は、2000年（平成12年）9,007件³⁾、2010年（平成22年）30,079件、2015年（平成27年）34,782件と、年々増加傾向にある。また、成年後見制度の利用者の総数²⁾は、2011年（平成23年）153,314人、2012年（平成24年）166,589人、2013年（平成25年）176,564人、2014年（平成26年）184,670人、2015年（平成27年）191,335人と、ここ数年は毎年10,000人ペースで増加している。しかしながら、判断能力が不十分な人の推定数と後見制度の利用者数の比率をみると、2010年1.8%、2013年2.0%であり、極めて少ない比率に留まっており⁴⁾、この制度が一般に広く浸透していないという課題も見えてくる。

成年後見人と被後見人の関係は、配偶者、親、子などの「親族後見人」と、「第三者後見人」といわれる、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、市民後見人等の2種類に分類される。なお、弁護士、司法書士、

*1 東海大学健康科学部社会福祉学科（Department of Social Work, School of Health Sciences, Tokai University）

*2 東海大学健康科学研究科保健福祉学専攻修士（Department of Social Work, School of Health Sciences, Tokai University）

*3 非営利団体・成年後見さがみはら市民センター（Civic Center of Guardianship Sagami-hara）

社会福祉士等は「専門職後見人」と呼ばれる事が多い。

ところで、成年後見制度が発足した2000年には、親族後見人が91%と第三者後見人と比べ圧倒的な受任比率を占めていたが、2005年になると、親族後見人は77%へ減少し、第三者後見人は23%に増加した³⁾。その後も、第三者後見人の需要は伸び続け、2012年には、親族後見人は48.5%に減少し、第三者後見人は51.5%に増加して、受任比率が逆転した³⁾。2015年になると、親族後見人29.9%、第三者後見人70.1%と、第三者後見人が大幅に高くなっている。この背景には、少子高齢化と核家族化の進行により、単身世帯や身寄りのない高齢者等が増加し、本人の後見人になるべき親族が見当たらないケースが増えているためではないかという指摘がある。^{4) 5) 6)} また、親族後見人に関することとして、親族後見人の報告書が明快で無い、金銭管理が不正確、財産の不正使用などにより家庭裁判所の負担が増えたことや、親族後見人への日常的な支援不足も問題となっている。また監督人選任で対応していたが、これも限界が生じてきている。

このような現状を考えると、今後第三者後見人のニーズが高まっていくと予測される。なかでも、判断能力の低下した者を狙った詐欺、悪徳商法、介護に関わる虐待等は、親族後見人では対応が難しい場合が多く、弁護士、司法書士、社会福祉士等による専門職後見人が大きな役割を担っている。しかし、2010年時点で年間約2万件の申し立てがあるのに対し、後見人等候補者として登録をしている各職能母体における人数は約1万人であり、専門職後見人の供給に限界があることがわかっている⁷⁾。さらに、後見人1人あたりの受け持ち可能件数には限りがあり⁷⁾、今後専門職後見人の大幅な増加は望めないと予測されている。

そこで、高い専門的知識を必要とせず、日常的な見守りと生活サポートを中心とした権利擁護の場合は、同じ地域に暮らす市民（生活者）としての視点をもった「市民後見人」の役割が期待されている。「市民後見人」とは、「専門職や社会福祉協議会などの職業後見人以外の者のうち、本人と親族関係ないし交友関係がなく、主に社会貢献のため、地方自治体や大学等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識、技術、態度を身につけた上、他人の成年後見人等になることを希望して、家庭裁判所より後見人として選任された自然人ないし法人」⁴⁾のことを指す。社会貢献に高い意欲を持つ市民が成年後見の担い手となり、助け合いの精神（共助）を基盤に、市民という同じ目線で、判断能力の不十分な人々が住み慣れた地域で安心安全に生活していくための権利を擁護することを期待されている⁵⁾。「市

民後見人」が受任可能と思われるケースは、被後見人の財産が高額でなく、身上監護が困難でなく、日常的な金銭管理を中心とする事案である。具体的な活動の内容は、税金や光熱費など日常的な金銭の支払い、対象者への定期的な訪問や生活状況の確認、必要な介護サービスの契約等、高い専門性を要しないものと想定されている。

厚生労働省は、2011年（平成23年）より、市民後見人推進事業を実施して来た。認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業で、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。それにより、各自治体も徐々に養成を開始し、少しずつ市民後見人が誕生している。しかし、2015年（平成27年）に選任された後見人全体に占める市民後見人の割合はわずか0.6%（34,920件中224件）に過ぎず、今後市民後見人のさらなる養成と普及を推進していくことが求められている。

Ⅱ. 調査目的

相模原市民の、成年後見制度に関する意識と利用実態を把握し、今後、判断能力の不十分な高齢者や障害者の権利を擁護する「成年後見制度」、とりわけ「市民後見人」の普及を推進する為の基礎資料を作成することを目的とした。

Ⅲ. 調査方法

1. 調査対象

相模原市住民基本台帳をもとに、平成23年8月1日現在、満50才以上80歳未満世帯を、地区別・年齢階層別に計3,000世帯を無作為抽出した。

2. 実施方法

本研究は、相模原市が平成23年度の「市民による市民のための成年後見まちづくり事業」として公募し、筆者らの団体の企画書が採択されたものであった。なお本調査を受託した「成年後見さがみはら市民センター」（代表：千葉芳弘）は、市と協働する実施主体に位置付けられた。アンケートの代表者名は相模原市長とし、回答者からの回答は無記名で、相模原市健康福祉局保険高齢部介護予防推進課宛に郵送にて回収した。また本研究は、研究倫理の観点から、調査の趣旨、調査方法、調査項目、実施手続きの全過程に於いて、相模原市担当課との協議の上実施された。

3. 調査内容

①成年後見制度の認知度と利用意欲、②市民後見人の認知度、利用意欲と活動意欲、③成年後見制度の利用実態について調査した。

4. 調査期間

平成23年7月～平成23年9月

Ⅳ. 調査結果と考察

3,000通配布した所、回答数は1,724通で回答率は57.6%と従来の調査と比べ高い回答率であった。また、調査地区は次の「緑区旧津久井4町」、「緑区旧相模原市」、「中央区」、「南区」で、それぞれの回答率は、61.1%、61.3%、53.0%、59.6%であった。『性別』などの基本属性は表1に示す通りであった。

1. 成年後見制度の認知と利用意識

1) 『成年後見制度の認知度』

成年後見制度の認知度は、「3. 聞いたことはあるが

表1 回答者の基本属性

		N	%
性別	男性	1325	76.7
	女性	382	22.1
	合計	1707	98.8
	欠損値	20	1.2
年齢階級	50歳未満	7	0.4
	50歳代	397	23.0
	60歳代	761	44.1
	70歳代	559	32.4
	合計	1724	99.8
	欠損値	3	0.2
家族形態	家族等と同居	875	50.7
	夫婦のみ	532	30.8
	一人暮らし	310	18.0
	合計	1717	99.5
	欠損値	10	0.5
居住地域	緑区(旧津久井4町)	212	11.8
	緑区(旧相模原市)	249	14.5
	中央区	582	34.2
	南区	684	39.5
	合計	1727	100.0
	欠損値	0	0.0
最長職	会社員	951	55.1
	会社役員	89	5.2
	自営業	198	11.5
	公務員	181	10.5
	団体職員	38	2.2
	パート・アルバイト・臨時	120	6.9
	無職	79	4.6
	その他	62	3.6
	合計	1718	99.5
	欠損値	9	0.5
地域活動 (複数回答)	自治会	884	—
	老人会	61	—
	民生委員	16	—
	高齢者向けサークル活動	52	—
	各種ボランティア活動	198	—
	その他	119	—
	やったことがない	615	—

内容は知らない」(35.0%)、「2. 制度の概要程度は知っている」(29.8%)、「4. 全く知らない」(28.7%)、「1. よく知っている」(6.5%)の順で高く、男女差はなかった。成年後見人制度が発足して16年経過するが、全く知らない人が3割近くいることから、制度の啓蒙活動が急がれる。

2) 『成年後見制度を知ったきっかけ』(表2)

成年後見制度を知ったきっかけについて、上記1)の「全く知らない」以外の回答者にたずねたところ、「4. 新聞・テレビ等の報道」(52%)、「1. 広報さがみはら」(17.5%)、「2. 相模原市発行のパンフレットちらし」(7.6%)、「3. 専門家団体発行のパンフレット・チラシ」(3.7%)の順で高かった。さらなる市や専門団体の広報活動が必要である。

3) 『成年後見制度の利用意欲』

回答者自身や家族が判断能力が低下した(認知症など)ときに、成年後見制度を利用したいと思うか、という質問に対し、「2. どちらともいえない」(58.7%)、「1. 利用したい」(29.8%)、「3. 利用したくない」(11.5%)の順で高く、利用したいと思うニーズが3割もいることがわかった。

4) 『成年後見制度を利用する場合に頼みたい後見人』(表3)

1. 上記3)で、成年後見制度を「利用したい」と回答した者に、成年後見制度を利用する場合、だれに後見人になってもらいたい(市民後見人は除く)、と質問したところ、男性は、「2. 配偶者」(24.0%)、「3. 息子」(20.2%)、「4. 娘」(17.2%)、「1. あなたご自身」(12.6%)、「11. 弁護士などの専門職」(10.4%)の順で高く、女性は、「1. 娘」(26.2%)、「2. 息子」(21.5%)、「11. 弁護士などの専門職」(12.8%)、「2. 配偶者」(7.4%)、「1. あなたご自身」(4.7%)の順で高く、男女差が見られた。これは、おそらく、一般的に夫は妻と比べ高齢でより短命であるため、妻は老後は子どもに頼りたいという意識からくるのかもしれない。全体では、「2. 配偶者」(21.4%)、「3. 息子」(20.4%)、「4. 娘」(18.6%)、「1. あなたご自身」(11.3%)、「11. 弁護士などの専門職」(10.8%)の順で高く、親族に依頼したいと考えてる割合が全体の8割以上も占めていた。

5) 『成年後見制度を利用したくない理由』(表4)

上記3)で、成年後見制度を「どちらともいえない」

表2 成年後見制度を知ったきっかけ（複数項目回答）

成年後見を知ったきっかけ	N	%
1.広報相模原	243	17.5
2. 相模原市発行のパンフレット	106	7.6
3. 専門団体発行のパンフレット	51	3.7
4. 新聞・テレビなどの報道	724	52.0
5. 相模原主催の公開講座	10	0.7
6. 一般の公開講座・セミナー	28	20.0
7.社会福祉協議会で紀伊イタ	11	0.8
8.地域包括支援センターで聞いた	14	1.0
9.福祉関連施設で聞いた	35	2.5
10.現在利用しているから	8	0.6
11.知人で利用している人があるから	40	2.9
12.親族で利用している人があるから	25	1.8
13.その他	97	7.0
合計	1392	(100%)

表3 成年後見制度を利用する場合に頼みたい後見人（複数項目回答）

頼みたい後見人	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.あなたご自身	100	12.6	7	4.7	107	11.3
2.配偶者	191	24.0	11	7.4	202	21.4
3.息子	161	20.2	32	21.5	193	20.4
4.娘	137	17.2	39	26.2	176	18.6
5.子の配偶者	14	1.8	3	2.0	17	1.8
6.兄弟姉妹	30	3.8	11	7.4	41	4.3
7.おい、めい	14	1.8	6	4.0	20	2.1
8.その他の親族	8	1.0	0	0.0	8	0.8
9.友達、友人	6	0.8	1	0.7	7	0.7
10.親しい近所の人	1	0.1	2	1.3	3	0.3
11.弁護士などの専門職	83	10.4	19	12.8	102	10.8
12.地域活動の世話役	4	0.5	4	2.7	8	0.8
13.社会福祉協議会	33	4.1	7	4.7	40	4.2
14.特に希望はない	11	1.4	3	2.0	14	1.5
15.その他	3	0.4	4	2.7	7	0.7
合計	796	(100%)	149	(100%)	945	(100%)

表4 成年後見制度を利用したくない理由（複数項目回答）

制度を「利用したくない」 「どちらともいえない」理由	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.制度がよくわからないから	317	22.8	82	19.3	399	22.0
2.家族で対応出来る	461	33.2	143	33.6	604	33.3
3.費用がかかりそうだから	99	7.1	31	7.3	130	7.2
4.手続きが面倒そうだから	86	6.2	17	4	103	5.7
5.他人に財産管理を頼みたくないから	135	9.7	48	11.3	183	10.1
6.後見人を頼めそうな人がいないから	75	5.4	25	5.9	100	5.5
7.他人にプライバシーに立ち入って欲しくない	114	8.2	47	11.1	161	8.9
8.何となく利用したくない	101	7.3	32	7.5	133	7.3
合計	1388	(100%)	425	(100%)	1813	(100%)

「利用したくない」と回答した者のうち、成年後見制度を利用したくない理由は、全体で見ると「2. 家族で対応ができる」(33.3%)、「1. 制度がよくわからないから」(22.0%)、「5. 他人に財産管理を頼みたくない」(10.1%)、「7. 他人にプライバシーに立ち入って欲しくない」(8.9%)の順で高かった。回答肢2, 5, 7を他人に任せたくない意識項目として合計すると、全体の52.3%を占めた。なお、「制度がよくわからない」が3割にものぼり、今後制度の理解が深まれば利用を検討するのではないかと考えられた。

2. 市民後見人の認知、利用意識と活動意欲

1) 『市民後見人の認知度』

「一般市民でも市民後見人になれる場合があることを

知っていますか」、という質問に対し、「3. 知らない」(67.1%)、「2. 市民後見人という名前だけは知っている」(16.4%)、「1. 知っている」(13.5%)の順で高かった。「知らない」が7割近くを占め、まだまだ市民に市民後見人の存在が浸透していないことが明らかとなった。

2) 『市民後見人としての活動意欲』(表5)

市民後見人として活動してみたいかどうかの問いに対し、男女共に、「4. したくない」という回答が一番多く、男性(44.6%)、女性(62.0%)であった。「1. してみたい」と「2. 条件次第でしてみたい」を合わせた割合は、男性(13.9%)、女性(8.7%)と、男性の方が活動意欲が高かった。

表5 市民後見人としての活動意欲

活動意欲	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.してみたい	29	2.2	9	2.4	38	2.3
2.条件次第でしてみたい	152	11.7	23	6.3	175	12.4
3.わからない	537	41.4	108	29.3	645	40.7
4.したくない	578	44.6	228	62.0	806	44.6
合計	1296	(100%)	368	(100%)	1664	(100%)

表6 地域活動の経験と市民後見人活動意欲との関係

経験した地域活動	1.してみたい		2.条件次第でしてみたい		3.わからない		4.したくない		全体	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
1.自治会	20	2.3	107	12.4	352	40.7	386	44.6	865	(100%)
2.老人会	3	5.3	5	8.8	20	35.1	29	50.9	57	(100%)
3.民生委員	1	6.7	4	26.7	2	13.3	8	53.3	15	(100%)
4.高齢者サークル活動	2	4.0	10	20.0	19	38.0	19	38.0	50	(100%)
5.各種ボランティア	6	3.1	37	19.2	68	35.2	82	42.5	193	(100%)
6.その他	6	5.1	10	8.5	47	40.2	54	46.2	117	(100%)
7.やったことがない	16	2.7	41	6.9	216	36.2	324	54.3	597	(100%)
合計	54	2.9	214	11.3	724	38.2	902	47.6	1894	(100%)

表7 市民後見人活動をする上での支援・条件について（複数項目回答）

支援・条件	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.十分な研修がある事	117	26.7	22	29.7	139	27.1
2.後見人に対するサポートがある事	103	23.5	20	27	123	24.0
3.市民後見活動の団体に参加出来る事	35	8.1	8	10.8	43	8.4
4.活動に対する報酬がある事	40	9.1	5	6.8	45	8.8
5.時間的な余裕をもって活動出来る事	83	18.9	11	14.9	94	18.4
6.本務の仕事に支障を来さない事	57	13	6	8.1	63	12.3
7.その他	3	0.7	2	2.7	5	1.0
合計	438	(100%)	74	(100%)	512	(100%)

3) 『地域活動の経験と市民後見人活動との関係』

(表6)

これまで経験した地域活動別に、市民後見人活動の意欲を分析したところ、「条件次第でしてみたい」と回答した人のうち、民生委員、高齢者サークル活動を経験した人々は、それぞれ26.7%、20.0%の回答率で他の地域活動の経験者より高い意欲を示した。また、「したくない」と答えた割合は、全体で47.6%であったが、高齢者サークル活動を経験した人々は、38.0%と一番低く、民生委員は53.3%で、地域活動を経験した人々の中で一番回答率が高かった。

4) 『市民後見人活動をする上での支援・条件について』(表7)

上記2)の「してみたい」「条件次第でしてみたい」と答えた人に対し、市民後見活動をする上での、支援と条件についての回答は、全体で、「1. 十分な研修があること」(27.1%)、「2. 後見人に対するサポートがある

こと」(24.0%)、「5. 時間的な余裕をもって活動できること」(18.4%)、「6. 本務の仕事に支障を来さない事」(12.3%)、「3. 市民後見活動の団体に参加できること」(8.4%)の順で高かった。以上より、回答者の約50%以上が市民後見人の活動をしていくうえで、研修を初めとするしっかりとしたサポート体制を期待していることが明らかとなった。

5) 『市民後見人または市民後見活動団体に後見人への後見人依頼意思』(表8)

「もし、あなたやあなたの家族が成年後見制度を利用することとなった場合に、後見人として市民後見人又は市民後見活動を行う団体に頼みたいか」という質問に対し、全体では「3. わからない」64.5%、「2. 頼みたくない」(22.9%)、「1. 頼みたい」(12.6%)の順で高かった。

6) 『成年後見制度の啓発、普及などの活動への参加意欲』(表9)

表8 市民後見人または市民後見活動団体への後見人依頼意思

依頼意志	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.頼みたい	181	14.0	27	7.5	208	(100%)
2.頼みたくない	280	21.7	97	27	377	(100%)
3.わからない	829	64.3	235	65.5	1064	(100%)
合計	1290	(100%)	359	(100%)	1649	(100%)

表9 成年後見制度の啓発、普及などの活動への参加意欲

参加意欲	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.参加したい	54	4.2	17	4.9	71	4.4
2.活動を行っている市民団体があれば参加したい	108	8.5	25	7.2	133	8.2
3.興味はあるが仕事の都合等で参加出来ない	235	18.4	51	14.7	286	17.6
4.興味が湧かない	307	24.1	87	25	394	24.3
5.わからない	570	44.7	168	48.3	738	45.5
合計	1274	(100%)	348	(100%)	1622	(100%)

表10 成年後見制度の利用実態

利用した人	男性		女性		全体	
	N	%	N	%	N	%
1.配偶者	3	10.3	1	7.1	4	9.3
2.実父、実母	6	20.7	6	42.8	12	27.9
3.子ども	4	13.8	1	7.1	5	11.6
4.兄弟姉妹	3	10.3	3	21.4	6	14.0
5.おじ、おば	4	13.8	0	0.0	4	9.3
6.いとこ	3	10.3	1	7.1	4	9.3
7.その他親族	4	13.8	0	0.0	4	9.3
8.その他	2	6.9	2	14.3	4	9.3
合計	29	(100%)	14	(100%)	43	(100%)

表11 選任した後見人について

後見人	N	%
1.あなた自身	10	23.8
2.その方の配偶者	5	11.9
3.その方の息子	7	16.7
4.その方の娘	3	7.1
5.その方の子の配偶者	3	7.1
6.その方の兄弟姉妹	3	7.1
7.その他の親族	1	2.4
8.友人	1	2.4
9.近所の人	1	2.4
10.市民後見人	0	0.0
11.弁護士	3	7.1
12.司法書士	1	2.4
13.行政書士	0	0.0
14.税理士	0	0.0
15.社会福祉士	2	4.8
16.社会福祉協議会	1	2.4
17.その他	1	2.4
合計	42	(100%)

成年後見制度の啓発や普及などの活動があれば参加したいと思うか、という質問に対し、全体で「1. 参加したい」(71人、4.4%)、「2. 活動を行っている市民団体があれば参加したい」(133人、8.2%)いた。全体の割合としては少ないが、計204人(12.6%)もの市民に成年後見制度の学習と活動意欲が見られることが明らかとなった。

3. 成年後見制度の利用実態

1) 『成年後見制度を利用した(いる)回答者の実態』(表10)

成年後見制度を利用したことのある人(被後見人)は、全体で「2. 実父、実母」(27.9%)、「4. 兄弟姉妹」(14.0%)、「3. 子ども」(11.6%)の順で高かった。

2) 『利用した成年後見の類型』

実際に利用した成年後見の類型は、「1. 後見」(21人、53.8%)、「2. 保佐」(8人、20.5%)、「3. 補助」(5

表12 横浜家庭裁判所 成年後見人と本人の関係別件数

	相模原		小田原		川崎		横須賀		本庁	
	親族後見人	第三者後見人	親族後見人	第三者後見人	親族後見人	第三者後見人	親族後見人	第三者後見人	親族後見人	第三者後見人
平成24年	143(56.3%)	111(43.7%)	175(47.3%)	19(52.7%)	207(52.9%)	184(47.1%)	124(61.7%)	77(38.3%)	642(45.9%)	756(54.1%)
平成25年	118(48.0%)	128(52.0%)	156(41.6%)	219(58.4%)	207(48.3%)	222(51.7%)	96(51.1%)	92(48.9%)	752(44.8%)	927(55.2%)
平成26年	93(40.8%)	135(59.2%)	127(32.4%)	264(67.6%)	156(34.8%)	292(65.2%)	92(42.7%)	103(52.8%)	440(30.7%)	882(69.3%)

「かながわの市民後見人養成の現状と課題」の参考資料を参考に作成

人、12.8%)、「4. 任意後見」(5人、12.8%)であった。ちなみに利用したと回答した者のうちで、類型について無回答者が別に4人いた。

3) 『選任した後見人について』(表11)

選任した後見人は、「1. あなた自身」(23.8%)、「2. その方の息子」(16.7%)、「2. その方の配偶者」(11.9%)の順で高かった。全体でみると、「親族後見人」の割合が76.1%と「第三者後見人」23.9%に比べ3倍以上高かった。本調査のデータは平成23年のものであるが、表12に示されるように、神奈川県内の「相模原」「小田原」「川崎」「横須賀」「本庁」で比較しても、相模原地区は、親族後見人を選任する割合が高い地域であることがわかる。なお、平成24年～平成26年の上記の5区における市民後見人の受任実績は、平成25年「横須賀」4件、平成26年「本庁」6件である⁸⁾。相模原市においては、平成27年10月市民後見人養成研修がスタートし、約1年半の研修を実施の後、平成29年4月に市民後見人が誕生する予定である。

V. おわりに

市民後見人の活動は、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らせることを目指す地域福祉活動の一つでもある。判断能力の不十分な人々の生活を支援すると共に、地域密着型の活動を通じて、被後見人、後見人、住民等の様々な人々との交流と理解を広げる^{7) 9)}、身近な地域での支え合いにより、誰もが住みよい福祉コミュニティを作ることに繋がるという面でも大きな役割を果たす^{7) 9)}と考えられる。現行の法制度のもとでは、市民後見人の活動は、ほとんど報酬が期待できないが、その職務は軽くない。それにも関わらず活動が継続されているのは、後見活動が市民後見人の喜びや生きがいに繋がっているからであり^{7) 9)}、この喜びや生きがいが、社会貢献への高い意欲や、倫理感をもつ市民後見人のやり甲斐と誇りを高めているともいわれる^{7) 9)}。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28第22号(2016)

年4月8日、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成28年4月6日それぞれ成立した。これにより、成年後見人の権限が拡大し、多様なニーズに対応できるようになる。しかし、それと同時に、後見人はさらに重い責任が伴うことになる。現在でも実際に、身寄りがなく単身の被後見人等に起こる身元保証・引受や医療同意という課題¹⁰⁾への対処までも求められたり、また、受任した当初は困難性の低い事案だったとしても、想定以上に困難な状況に陥ることもあり¹¹⁾、いくつかの問題がでてきている。

以上のように、専門家でない高い意識をもつ市民後見人が円滑に後見活動を行っていくには、「継続的な研修や活動に関する相談、適切な事例を受任できる調整機能、活動状況の確認と助言など、活動に対する専門的な支援機能」が特に重要である^{7) 12)}といわれている。

今回、市民後見人に対する住民の意識と実態を調査し、制度の認知と活用実態が低い事がわかった。今後は、具体的な制度の普及と推進方法について考え、さらには、実際に市民後見養成講座を受講している市民の社会貢献に対する意識や後見人のサポート実態について調査していきたいと考える。

謝辞

今回この調査研究に協力頂いた相模原市ならびに相模原市民の皆様に感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(概要)、厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/nop101.pdf>
- 2) 成年後見関係事件の概要—平成27年1月～12月、最高裁判所事務総局家庭局 http://www.courts.go.jp/vcms_if/20160427oukengaikyoku_h27.pdf
- 3) 洪川紀子(2014): 成年後見人による犯罪の現状と対策、都市社会研究、pp83-106 http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/742/d00132133_d/fil/008.pdf
- 4) 市民後見研究実証プロジェクト、東京大学政策ビジョン

- センター <http://www.shimin-kouken.jp/project/purpose.html>
- 5) 市民後見人に関する調査研究報告書、平成21年3月、仙台市成年後見サポート推進協議会 市民後見 人に関する調査研究部会 http://www.shakyo-sendai.or.jp/n/wp-content/themes/shakyo/pdf/shimin_kouken.pdf
- 6) 成年後見制度に関する実態把握報告書、平成27年3月、静岡県社会福祉協議会 <http://www.shizuoka-wel.jp/content2/docs/tyousazenbun.pdf>
- 7) 清家里美 (2010) : 成年後見人の職務と報酬～専門職後見人の拡充を目指して～、立命館大学院法学研究科、立命館法政論集第8号、pp111-147
- 8) かながわの市民後見人養成の現状と課題～権利擁護人材養成のさらなる展開に向けて～、平成28年3月、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 http://www.knsyk.jp/s/seinenkouken/pdf/28shiminnkouken_yousei_tyuukanmatome_1.pdf
- 9) 上山泰 (2009) : 専門職後見人の現状と市民後見人システムの拡充に向けて、実践成年後見28号
- 10) 藤原一男 (2010) : 「大阪市における市民後見人養成とその活動支援の状況、実践成年後見32号
- 11) 篠本耕三 (2015) : 市民後見人の役割と課題—市民後見人は成年後見制度・事務の救世主になりえるのか、福祉社会開発研究7号、pp79-88
- 12) 大阪市後見支援研究会報告書～成年後見制度を有効に活用する仕組みづくりに向けた提言～、平成19年3月、大阪市後見支援研究会 <http://www.wel-osaka.jp/kouken/data/houkoku.pdf>